

令和2年7月1日

1. 出席議員

| | | | | | |
|-----|----|----|-----|----|-----|
| 1番 | 中島 | 信二 | 12番 | 服部 | 良一 |
| 2番 | 高山 | 正信 | 13番 | 大坪 | 久美子 |
| 3番 | 青木 | 勉 | 14番 | 寺尾 | 高良 |
| 4番 | 川口 | 堅志 | 15番 | 栗原 | 吉平 |
| 5番 | 橋本 | 正敏 | 16番 | 三角 | 真弓 |
| 6番 | 田中 | 栄一 | 17番 | 森 | 茂生 |
| 7番 | 堤 | 康幸 | 18番 | 栗山 | 徹雄 |
| 8番 | 高橋 | 信広 | 19番 | 井上 | 賢治 |
| 9番 | 石橋 | 義博 | 20番 | 川口 | 誠二 |
| 10番 | 牛島 | 孝之 | 21番 | 松崎 | 辰義 |
| 11番 | 萩尾 | 洋 | 22番 | 角田 | 恵一 |

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

| | | |
|------------|----|-----|
| 事務局長 | 井手 | 勇一 |
| 事務局参事補佐兼次長 | 服部 | 敬 |
| 主 任 | 信國 | 美保子 |
| 書 記 | 中園 | 弘一 |

4. 地方自治法第121条により出席した者

| | | | | | | | | |
|---|---|-----|------|---|-----|---|------|-----|
| 市 | 長 | 三田村 | 統之 | | | | | |
| 副 | 市 | 長 | 松崎賢明 | | | | | |
| 副 | 市 | 長 | 鎌田久義 | | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 橋本吉史 | | | | | |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 原 | 亮一 | | | |
| 企 | 画 | 部 | 長 | 石 | 井稔郎 | | | |
| 市 | 民 | 部 | 長 | 牛 | 島憲治 | | | |
| 健 | 康 | 福 | 祉 | 部 | 長 | 松 | 尾一秋 | |
| 建 | 設 | 経 | 済 | 部 | 長 | 山 | 口英二 | |
| 教 | 育 | 部 | 長 | 原 | 信也 | | | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 秋 | 山勲 | | | |
| 財 | 政 | 課 | 長 | 田 | 中和己 | | | |
| 防 | 災 | 安 | 全 | 課 | 長 | 古 | 家浩 | |
| 企 | 画 | 政 | 策 | 課 | 長 | 馬 | 場浩義 | |
| 商 | 工 | 振 | 興 | 課 | 長 | 山 | 口幸彦 | |
| 企 | 業 | 誘 | 致 | 課 | 長 | 仁 | 賀木大助 | |
| 市 | 民 | 課 | 長 | 野 | 田勝広 | | | |
| 福 | 祉 | 課 | 長 | 栗 | 山哲也 | | | |
| 子 | 育 | て | 支 | 援 | 課 | 長 | 平 | 島英敏 |
| 健 | 康 | 推 | 進 | 課 | 長 | 坂 | 田智子 | |
| 介 | 護 | 長 | 寿 | 課 | 長 | 橋 | 本妙子 | |
| 学 | 校 | 教 | 育 | 課 | 長 | 郷 | 田純一 | |
| 文 | 化 | 振 | 興 | 課 | 長 | 久 | 間政幸 | |

議事日程第1号

令和2年7月1日(水) 開会・開議 午前10時

日 程

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明
- 第4 議案審議
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決

本日の会議に付した事件

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明
- 第4 議案審議

議案第82号 八女市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第83号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 八女市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第85号 財産の取得について

議案第86号 令和2年度八女市一般会計補正予算(第3号)

午前10時 開会

○議長(角田恵一君)

皆様おはようございます。本日の臨時会、よろしくお願ひ申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策でマスクの着用を許可しておりますので、御了承願ひます。

また、今会期中、議場内での撮影を許可いたしております。

お知らせいたします。議案書、資料、説明員名簿、提案理由書をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、令和2年第4回八女市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信してお

りますので御了承願います。

日程第1 会期の決定

○議長（角田恵一君）

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（角田恵一君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において10番牛島孝之議員、12番服部良一議員を指名いたします。

日程第3 議案上程・説明

○議長（角田恵一君）

日程第3. 議案の上程を行います。

市長より議案5件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、議案第82号から第86号まで計5件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日は令和2年第4回の八女市議会臨時会を招集いたしましたところ、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、国は緊急事態宣言解除後、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げるとし、6月19日には県境をまたぐ移動の自粛が解除されました。

一方、全国的に感染者が発生し続けていることから、感染の第2波を警戒する必要があります。八女市では市民の皆様の御協力もあり、幸い一人の感染者も発生することなく今日に至っておりますが、引き続き感染防止対策に取り組むとともに、国、県の施策を迅速に実行し、併せて市独自の様々な支援策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

これらの支援策につきましては、第1弾及び第2弾の取組に加え、さらに支援の対象を拡大し、市民生活の安定を図るため、今回、第3弾の支援策を策定いたしました。

最初に、市の独自施策について御説明いたします。

まず、事業者に対する支援策でございます。家賃助成として1事業者に月40千円を交付す

るがんばるバイ八女事業所家賃支援金、市内の交通事業者に車両の乗車定員数に応じた支援金を交付するがんばるバイ八女交通事業者支援金、さらに市内の小規模事業主や中小事業主を対象とした雇用調整助成金等相談事業に取り組みます。

次に、医療・福祉施設に対する支援策でございます。病院の病床数、または診療所、薬局の区分に応じて支援金を交付する医療機関新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援金、障がい者施設など及び高齢者福祉施設などのサービス内容・規模に応じて100千円から300千円を交付する障がい者（児）施設等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援金、高齢者福祉施設等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援金に取り組みます。

また、低所得者の子育て世帯に対する支援策といたしまして、1世帯当たり30千円を交付するひとり親家庭応援金、準要保護児童生徒に対する八女市立学校の臨時休業及び夏季休業短縮に伴う就学援助に取り組みます。

さらに、避難所における感染症対策として、防災備蓄品の追加配備を行うほか、八女市立学校の夏季休業短縮に伴う運営のため、会計年度任用職員の報酬について増額いたします。

これらの市独自の施策につきましては、約190,170千円の事業費となり、既に取り組んでいる施策と合わせますと約1,078,060千円の事業費となります。

次に、国県補助事業について御説明いたします。児童1人目50千円、2人目以降は30千円を交付するひとり親世帯臨時特別給付金、子育て支援事業従事者に対するマスク、消毒液、体温計などの衛生用品の配布、八女市民会館及び岩戸山歴史文化交流館へのサーマルカメラの設置に取り組みます。

これらの国県補助事業につきましては、約81,470千円の事業費となり、既に取り組んでいる施策と合わせますと約6,881,050千円の事業費となります。

市といたしましては、引き続き国、県の支援策と併せ、財政調整基金の活用などを含め、可能な限りの財源確保に努め、新型コロナウイルス感染症対策に全庁一丸となってしっかりと取り組んでまいります。

最後に、7月に入り、梅雨が本格化し、豪雨による土砂災害などが懸念されますが、災害対応に万全を期すとともに、新型コロナウイルス感染症対策として、避難所の増設及びマスク、消毒剤などの防災備蓄品の配備に取り組んでいるところであり、市議会の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

今臨時会に提案いたします案件は、ただいま申し上げました新型コロナウイルス感染症対策を含む補正予算など議案5件でございます。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第82号 八女市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律の規

定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報情報の提供などに関する省令の一部を改正する省令の施行により、通知カードが廃止されたため、必要な改正をしようとするものでございます。

議案第83号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免に対する国の財政支援の基準が示されたことに伴い、国民健康保険税の減免申請手続の条件整備を行う必要が生じたため、必要な改正をしようとするものでございます。

議案第84号 八女市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料の減免に対する国の財政支援の基準が示されたことに伴い、介護保険料の減免申請手続の条件整備を行う必要が生じたため、必要な改正をしようとするものでございます。

議案第85号 財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、文部科学省のG I G Aスクール構想に基づき、児童生徒1人1台端末を実現することで、子どもたちの資質・能力を一層確実に育成できる教育I C T環境を実現するために、八女市立学校教育用情報機器を購入するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決をお願いするものでございます。

議案第86号 令和2年度八女市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策関連の予算として、歳入歳出それぞれ271,638千円を追加し、総額は46,356,981千円となります。

歳出の主な内容につきましては、障がい者、障がい児、高齢者福祉施設、医療機関、交通事業者への新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援金やひとり親世帯臨時特別給付金、事業所家賃支援金給付事業費などでございます。

次に、歳入につきましては、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金や財政調整基金繰入金の増額などでございます。

以上で全議案の説明を終わります。議会におかれましては、十分に御審議をいただき、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田恵一君）

市長の説明は終わりました。

以上で議案の上程を終わります。

日程第4 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第4．議案審議を行います。

議案第82号 八女市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○17番（森 茂生君）

通知カードの廃止ということですが、手元の資料を見ますと、内容に変更がない場合は当面、マイナンバーを証する書類として使えますよという手元の資料があるんですが、廃止になってもそのように当面は使えるということで理解してよろしいのでしょうか。

○市民課長（野田勝広君）

お答えをいたします。

住所とか氏名に変更がなく、住民基本台帳の内容がカードに記載されている内容と同じである方につきましては、引き続きマイナンバーを証明するものとして使用ができるという特例措置があつているところでございます。

あと、私たちが取得を推進しておりますマイナンバーカードやマイナンバーカードが記載された住民票、今後はそれらがこのマイナンバーを証明するものとなってくるところでございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

住所とか内容に変更がなければ、当分と言われましたけど、いつ頃までこれが使えるんでしょうか。

○市民課長（野田勝広君）

先ほど経過措置がございますとお答えをしましたが、まだ国からはそこまでの詳しいことは示されておりません。

○17番（森 茂生君）

そしたら、当面は正式なカードを作るときの資料として、廃止になっても使えるということで理解してよろしいんですね。

それから、大体この通知カードとマイナンバーカードとは引換えというのが原則となっておりますけれども、転居などで変わって、5月24日までに変更手続きをしなければ駄目ですよと手元の資料ではなっておりますけれども、変更があつた場合、もう使えないということは、先ほど言われました住民票その他で発行に差し支えはないと理解してよろしいんですかね。

○市民課長（野田勝広君）

先ほど言いましたように、当面は通知カードも使えるということでございますけれども、私たちは一番はマイナンバーカードを取得してくださいということで住民の方にはお願いを

しております。カードをお持ちでない方につきましては、住民票にマイナンバーつきで出すことができますので、そちらのほうで証明する資料となってくるところでございます。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

議案第83号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○17番（森 茂生君）

市長が別に定める期間、ちょっとはっきり書いていないようではございますけれども、どのようになっていますか。

○健康推進課長（坂田智子君）

また内規のほうでそこは設定をしていくということになりますが、一応今年度末と考えております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

減免される期間が今年2月1日から来年3月31日ということだろうと思います。その納期限の減免申請の期間、手続をする期間、減免申請書、それはできていますか。

○健康推進課長（坂田智子君）

申請書につきましては、内規のほうで今調整をしておりますので、今日の議会終了後に早い時期にホームページ等にも載せていきたいと考えております。

○17番（森 茂生君）

申請書のひな型といたしますか、それは県によって違うんですか。国から恐らく来ていると思います。というのが、かなりばらつきといたしまししょうか、1つ難しくだつと書いているところもあれば、簡単にしているところ、特に神奈川県の場合、これは新聞に載っていましたので、神奈川県のを幾つか見てみました。藤沢市とか海老名市は非常に簡単で、例えば、事業内容、これはひな型ですけど、レストラン云々と書いて、事業収入、最も減少した月、令和2年4月50千円、これだけでいいんですね。どうかしたところは、一月の見込額がどれくらいかというのを書かなければいかんような書類もあります。とてもじゃないけどというような。そして、家族構成まで全部書かやんとか、いろいろ出ていますけれども、どういうものを予定されているのか、お尋ねします。

○健康推進課長（坂田智子君）

議員がおっしゃられるように、提出書類についてはできるだけ簡素化という形で計画をしております。やはり今回の場合、収入の減少ということになりますので、その部分がかかるような形で、できるだけ簡単にできるものとか、証明するものとか、手持ちの何らか、それぞれ明細等があれば、内容を確認できれば、それで行っていただくということも考えております。

○17番（森 茂生君）

幾ら制度をつくっても、これがハードルが高くて、とてもじゃないけど、もういいとなれば、ほとんど意味をなさなくなりますので、できれば簡単にやっていただきたい。まして、これは見込みがずっと入ってきますので、確定じゃなく、こうなるだろうということで申請するわけです。ですから、非常にそこら辺が曖昧なんですよね。仕方がないのかなとは思いますが、そこら辺のところはどのように、例えば、一月ずっと見込みでして、結局3割減になったらよかですよとか、どう考えていらっしゃるのか、ちょっとそこら辺確認しておきます。

○健康推進課長（坂田智子君）

一応基準というものが、まず第1に3割減ということがございますので、今でしたら6月までは確定していますので、残りの半年分を見込みという形で計算をして、30%減収ということであれば、ほかの条件もございますが、そこもクリアすればという形で考えておりますし、なるべく市民の方に分かりやすいような形で、聞き取り等も行いながら受付を行ってきたいと考えております。

○17番（森 茂生君）

もう一点だけお尋ねします。

3割減というのが原則ですけれども、もしも来年になって3割減にならなかったという場合はどう対応されるのか、お尋ねします。

○健康推進課長（坂田智子君）

やはり制度的には3割減ということがございますので、見込んではいたけれども、収入が増えて3割減にならなかったという場合は、また本人さんの申出もあるかと思いますが、そこはそれで対応をしていきたいと考えております。

○17番（森 茂生君）

実は、厚生労働大臣がこう言っているんですよ。あくまで見込みですので、結局3割減にならなかった、その場合、減免の取消しや返金は、これは国が持つわけですので、返金は求めませんと言っているわけです。不正は別ですよ、不正は別だけれども、多少の誤差は認めますということを言っているわけです。ですから、国がある程度の誤差は仕方がないですよと正式に国会で言っているわけですので、そこら辺は多少の融通は利かせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○健康推進課長（坂田智子君）

国で言っているとおおり、やはり状況を見ながら対応をしていきたいと考えております。

○17番（森 茂生君）

くれぐれも簡単な内容で申請ができるようお願いしておきます。

以上です。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

○16番（三角真弓君）

1点確認いたしますけれども、国保の場合は非常に滞納額というのもほかの税金に比べると多いわけです。今回、コロナ禍によってかなりの数の対象者が出る可能性はあると思っております。それで、これは本庁だけではなく、各支所ごとにそういう窓口をきちんと設けて対応できる職員の配置ですね、こういうことをやっていかないと、なかなかこういうことがあっても、住民の方に行き届き、対応への措置というのはなかなか大変だと思いますし、先ほど同僚議員がおっしゃったように、簡素化ということも大事ですけど、数を考えたときに多くなるのかなと思いますので、支所に対しての十分な計らいをですね。同時にやってける、そのようにやってもらったほうが、住民の方が非常に助かるのではないかなと思っておりますので、その点を十分お願いしたいと思っております。

○健康推進課長（坂田智子君）

今回、確かに多くの問合せとか、対象者がいらっしゃるかと思しますので、支所については、先日、支所の職員の皆さんも集まっていたいで説明会等を行って、身近な支所に対応できるような形で行っていきます。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

議案第84号 八女市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

議案第85号 財産の取得についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。

○8番（高橋信広君）

数点聞かせていただきます。

まず、文科省の「「ICTを活用した学習支援」の手引き」ということをちょっと読ませていただきましたら、そこには調達方法として購入、それからリース、あるいはレンタルも入っていたと思うんですが、そういう手段も一つの方法としてあるという中で、今回、購入に至った経緯をお聞かせいただけますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

今回、購入に至りました経緯ですけれども、まず、リースとレンタルというやり方もいろいろあるかと思いますが、もともと45千円という端末の値段が非常に安くございまして、そういう値段のこと、それと、以前からも1,300台購入してまいってきた経緯がありまして、購入ということになりました。

○8番（高橋信広君）

リースのほうがいろんな管理面で学校側に負担がかからないと思うんですが、そういうことも含められて、価格もですが、総合的にこちらがいいという判断で最終的に決めたと理解してよろしいでしょうか。分かりました。

それからもう一つ、これは随意契約となっております。八女市の随意契約のガイドラインも見せていただきましたけど、この中には、多分、手前にプロポーザルか何かやっていたいて、その結果、決められたと推測はしておりますが、そうであれば、何社参加されて、そして、決定に至った決め手であるとか、理由というところをお聞かせいただけますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

随意契約を行いました理由で申しますと、大きく2つございます。

1つ目は、スピードということなんですけれども、実は6月8日付で県から、とにかく一日も早く調達の手続を進めることが必要であるということをはっきりと書いた通知文が参りました。その後、県のほうから、一括購入を県でやっという事で当初聞いておっ

たんですけれども、要は、たくさん購入すれば価格がそれだけ下がるだろうという意図で、県のほうで一括購入をとという予定があったということでございますが、それでは今年度までに機械本体が来るとというのが間に合わないということで、県が一括購入をやめました。

また、地方創生臨時交付金を活用しておりますので、年度内にどうしても契約を完了しなければならない理由がありまして、時間との勝負になるということで随意契約をさせていただいておるところであります。

2つ目が、購入するソフトが一体となって入ってくるわけですけれども、既に今年9月までに1,300台のパソコンに今回購入させていただく予定のミライシードというソフトが入っているわけですが、実は昨年度から先生方に対するミライシードの研修会を始めております。よって、入札等を行って、他者が契約をして落札することになれば、そのソフトウェアも全て1,300台分入れ替えないといけないということになりますし、先生方への研修会も一から全てやり直さないといけないということになります。そうなれば、機械は来たんですけれども、実際使える人がいないということで、4月から導入を予定しているんですが、それがスタートできないということになりますので、以上2点、大きな理由がありまして、随意契約にさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

ということは、事前にプロポーザルもする時間がないという——このガイドラインでいうと何ですか。どこの対応なんですかね。時間的に緊急の必要性ということでやられたと理解してよろしいでしょうか。

○教育部長（原 信也君）

今の御質問ですけれども、議員がおっしゃられたガイドラインでいえば、5ページのところの例示というところがございますが、既存の設備・機器等の保守、その他これに類する業務で、設置者または製造者等以外の者に当該業務を履行させた場合、既存の設備等に支障が生じるおそれがあるという項目がこれに該当するものではないかと思っております。

○8番（高橋信広君）

分かりました。

最後に1つ、期限が3月31日で、来年から使おうということだと思うんですが、先生方の研修は今事前にやられながらということですけど、これはこの仮契約の先と、当初はそういう方々の指導とか、そういうことも入ってやられるのか、そのあたりのスケジュール的なことをちょっと教えていただけますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

研修の大まかなスケジュールについて御説明をいたします。

6月中旬までにICTの支援員さんに集まっていただいて、今後のスケジュールと研修のポイントについて確認をさせていただきました。

そして、7月から8月にかけて、まずはそれぞれの中学校、中3を優先してやっていこうと思っておりますので、まずは中学校におきまして、ICT支援員さんが月3回お見えになりますので、その来られたときに研修会を開いていただいて、中3からスタートできるようにということで、まずは中学校をやってまいりたいと思っております。もちろん、その中学校の研修会におきましては、その後、小学校も研修会をやりますので、それぞれの中学校区にある小学校の先生方も参加できるようにしているところであります。

そして、9月以降は小学校を中心に研修会を開催していく。当然、中学校も2回目、3回目、毎月ICT支援員さんは来られますので、研修会を随時開いていただいて、とにかく一回でも多く先生方にソフトに慣れていただいて4月を迎えていただくようにということで、先日の校長会においてもお話をさせていただいたところであります。

以上です。

○6番（田中栄一君）

先ほどの随意契約の件については分かりました。

それと、契約後の課題ですけど、今、学習の遅れに対しては非常に先生方は頑張っているんじゃないかと思っております。そういう中で研修を進められているということですが、かなりの負担になってくるんじゃないかなと思っております。そこら辺についてどう対処されていくのか。精神面の関係も含めて、ちょっとお話しいただければと思います。

○学校教育課長（郷田純一君）

教員の負担につきましては、先行の研究がありまして、議員御指摘のように、やっぱり負担が増大していくと成果が上がりにくいというのははっきり出ているところであります。

ですから、今回のソフトを検討していくときにもあったんですけども、先生方の負担をいかに減らしていくことができるのかという観点からソフトのほうも見せていただいております。

その中で、まず、プリントの印刷であるとか、そういうものが要らなくなるということ、それと、使えば使うほどデータが蓄積されていきます。それで、カルテというボタンを押せば、その子がどういう学びをこれまでしてきたのか、解いた問題数であるとか、分かっているところ、分かっていないところであるとか、そういうのが一目瞭然にグラフで出てまいります。ですから、最初の研修会とかで触るときには、ちょっとある程度の抵抗はあるかもしれませんが、それを一回使い始めると、物すごく負担が減るのではないかなと。

今回、追加でソフトと——それはドリルパークというソフトなんですけれども、そのドリルパークの放課後版というのを別に上げさせていただいているんですが、これはドリルパー

クのオプションでございまして、そのドリルパークの放課後版を使いますと、これが物すごく便利な機能でありまして、子どもが問題を解いていきます。そうすると、普通だったら先生はその解いた結果を見て、そして、この子はどういう部分を今後させないといけないのかなというのを先生方はそこで分析しないといけないわけです。ところが、その放課後版というのを導入しますと、機械がその問題の系列を全て、AIというか、自動的に考えまして、次、あなたはここをやったほうがいいですよとか、ここに戻らないといけないですよというのを出してくれます。ですから、大きな目で見ると、先生方の負担が減るように我々は設計をしたつもりでございまして。

以上でございまして。

○6番（田中栄一君）

こういうシステムを使うということは、人間の負担を減らすということを目的にもしていると思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

それから、3月までに導入をして、それまでに教職員の方々の研修が終わって、いよいよ来年4月から子どもたちがそれを利用するという形になろうと思いますけれども、子どものネットワークリテラシーですね、要するに、操作の教育とか、あるいは倫理教育、こういった部分が非常に大事になってくる。しかも、学年ごとにこういったやつが理解度が違いますので、そういった部分について、やっぱりしっかりとやっておく必要があるんじゃないかと思ひます。そこら辺についてはどう進められますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

リテラシー等につきましては、当然、通常であればガイドラインとかを設定して取り組んでまいるところであります。これは先日の定例校長会の中でも話題に上がりまして、実はガイドラインは既に八女市にはございまして。ただ、それが10年前のガイドラインになっておりますので、今年度、ちょうどこの機に改定をさせてもらおうかなと考えております。

それで、ここから8月、9月にかけてまして、まずは教育委員会の中でガイドラインにつきまして検討させていただいて、その後、校長会等と今度は委員会等を持ちまして確認しながら、早くスタートできるようにしていきたいと思ひております。

以上でございまして。

○議長（角田恵一君）

ほかございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひま

す。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

議案第86号 令和2年度八女市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○10番（牛島孝之君）

お聞きします。

まず、歳入のほうで、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金75,690千円、その下にひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金3,720千円、これを足すと79,410千円と歳入はなります。

歳出のほうで、ひとり親世帯臨時特別給付金、これが事業規模78,920千円となっております。これが国補助金100%となっておりますが、75,690千円がひとり親世帯臨時特別給付金、歳入歳出とも一緒です。ところが、事業規模としては78,920千円、この違いを教えてください。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

事業費の違いでございますけれども、具体的には職員の時間外の人件費がございまして、その分も含めて附帯事務費ということで考えております。その分で国庫事業費のほうが大きくなっているところでございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

職員のじゃなくて、事業規模が78,920千円と。国からの臨時特別給付金75,690千円、これは歳入歳出一緒です。だから、78,920千円と75,690千円の違い、あるいは事務費を足せば歳入は79,410千円となっております。この違いを教えてください。

○議長（角田恵一君）

暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き再開いたします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

歳入と歳出の差が490千円ございます。合計金額で490千円、この分の差につきましては、基本、職員の時間外を組替えをして当て込んでおりますので、職員の時間外の分が言わば歳出のほうでは目減りしているという形で見ただけであればいいかと思えます。

○10番（牛島孝之君）

それでは、何と何を足せば78,920千円になるのか。歳入のほうの事業費補助金と給付事務費補助金、これを足すと79,410千円になつとですよ。市職員の事務費は別でしょうけれども、歳入で合計すれば79,410千円が、事業費補助金は確かに給付金を含めて同じ75,690千円です。だから、その違いを聞いております。

○議長（角田恵一君）

質問の趣旨は分かりますかね。

暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き再開いたします。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

この差額の490千円につきましては、職員の時間外手当の分で財源調整を行っておりますので、この分はそういうところで差額が生じているところでございます。

○10番（牛島孝之君）

さっきも言いますが、歳入のほうのひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金が75,690千円、その下の事務費補助金が3,720千円、合計すれば79,410千円。事業規模として聞いたのが78,920千円。だから、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金の75,690千円はそのまま歳入歳出とも合います。事務費補助金が3,720千円と。事業規模で聞いているのが78,920千円（国補助金100%）となっておりますので、そこら辺の違い。490千円が単

なる事務費でいいのか。どこに該当するのが490千円ですか。

○財政課長（田中和己君）

予算書の5ページを御参照いただきたいと思いますが、3款1項、1目の社会福祉総務費ですね、そちらのほうの特定財源で明細を載せておりますとおり、国県支出金で490千円を掲載しておりますので、この財源組替えの分が差額の理由となっております。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

次にお聞きします。

ひとり親家庭応援金、これは市単独ですけれども、同じようにこれは約750世帯。国からの臨時特別給付金も市の応援金も両方750世帯と。ところが、ここに22,350千円、割ると745世帯なんですよ。これがもし750世帯、本当に出てきたときにはどうされますか。あくまでも予算というのは745世帯。割ればそうなるでしょう。ところが、約750世帯と両方なっているわけですよね。もしあと5世帯、本当に出て、約750世帯じゃなくて正式に750世帯となったときに、当然これでは予算措置が足りない。どうされますか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

正確な数字といたしましては、745世帯でもって積算をさせていただいております。事業説明の折には概算数字ということで説明をさせていただいておりますので、大変申し訳ございません。正式には745世帯でございます。よろしく願いいたします。

○10番（牛島孝之君）

この給付金、あるいは応援金の各家庭に対してのお知らせはどのようにされますか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

八女市のほうでデータを持っている児童扶養手当の受給者につきましては、直接的に通知を差し上げる予定でございます。その他、年金の受給者についてもほぼ市のほうで把握をさせていただいておりますので、その方についても通知を差し上げていく予定でございます。

ただ、それ以外の方、言わばコロナの影響により児童扶養手当の水準まで家計が急変した世帯については、広報等で呼びかけをさせていただいて周知をしていきたい。民生委員さん、児童委員さん、そんなふうなところにも呼びかけをして、声かけをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

せっかく八女市としていいことをされているとは思いますが、やはりこれは漏れがないよう

にきちっと各家庭に知らせていただいて、そういうことをきちっとしていただかないと、後から、ああ、私ももらえるとやったと、聞いとらんやったということがぜひないようにお願いいたします。終わります。

○8番（高橋信広君）

まず、予算には入っていませんけど、地方創生臨時交付金について、先日、第2弾として、約1,020,000千円と聞いております。大変驚きました。このことは市長をはじめ、執行部の皆さんの努力のたまものと感謝申し上げます。

この臨時交付金の歳入が今回間に合わないということだと思うんですけど、これについての今後の対処ですね、これからこの1,020,000千円を予算の中にどう反映されるかというのがちょっと分からないので、これを教えてください。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

今回、国からお示しされた新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金につきましては、第2次の補正分として約1,020,000千円が上限額ということで示されております。この上限額につきましては、私たち八女市のほうで取り組んでおりますこれまでの第1弾目から今回の第3弾目までの事業費について、対象経費として認められるかどうかということで、今後、計画書を出すような形になります。その計画書を基に国のほうから審査を経て、これだけの財源は交付金で賄えますよということでまた通知が来るかと思っておりますので、それを踏まえて、今後のコロナ対策につきましてもどういった状況になるか分からないところもございますので、今回のコロナ対応の臨時交付金につきましては、全額ぜひ活用させていただくということで取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

せっかく最大そこまで使えるんですから、ぜひ使っていただきたいと思うんですが、今、第1弾から第3弾に予算を組んでもらっているのは10億円弱、1,080,000千円ぐらいですかね。それからいくと、差引き240,000千円ぐらい出ます。その中でもこの臨時交付金が使えないものも多分入っていると思うんですね。そうすると、多分3億円以上がこれから臨時交付金で使えるのかなというあくまでも推測ですけど、そういう意味では、ぜひこの国庫負担を100%使っていただきながら、その余ったというか、これは財政調整基金に戻入れというのができるかどうか、これについてお答えください。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

先ほどもちょっと申し上げましたけど、これまでの取組ですね、事業費につきましては、

財政調整基金を充当させていただいている部分が市独自策につきましては特に多くございますので、そちらのほうの事業にまず充てられるかどうかとか、そこら辺も踏まえて今後慎重に協議を行っていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い致します。

○8番（高橋信広君）

ぜひよろしくお願いしておきます。

それから、歳出で5ページの2款1項、15目の交通事業者支援金の8,500千円についてお尋ねいたします。

道路交通法第3条第1号に該当するということですので、これでいくと自動車分類では具体的には乗合バス、貸切りバス、タクシーと思うんですが、それでよいかということと、対象が約12社と書いておりますけど、この約の意味が、12とはっきり書いてあるのに何で約なのか、非常に素朴な疑問で、これにお答えいただけますか。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

12社につきましては確認が取れている事業者数でございます。タクシー業界のホームページ、または観光バス業界のホームページなどを参照して、八女市内の事業者数を当たりましたところ、12社までは確認できております。もしかしたら個人でされている部分が出てくるかもしれないということでそういう表現をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（高橋信広君）

分類については、私が言ったことでよろしかったですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それで、今回、同じように交通関係の業者さんの中で私がちょっと気になったのは、代行運転の事業者については、国も自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律ということもあって、代行事業者の社会的地位も高められているし、特に社会貢献としては飲酒運転撲滅に向かっての貢献を大きくしていただいている事業者と私は感じているんですが、今回のダメージも相当あるように聞いておりますし、ここを対象にされなかった理由、それから、次に出すということも含めて、お答えいただけますか。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

今回の交通事業者の方への支援金につきましては、議員申されたとおり、道路運送法の範囲の中での路線バスを残した事業者を考えさせていただいております。実際申し上げますと、第1弾として八女市内の事業者の方にはがんばるバイ八女応援金を広く交付させていただきました。その受付状況、または国、県の動向、さらには近隣の動向等を調査させていただきながら、今回、第3弾の事業を提案させていただいております。

今回、代行業者の方は除かせていただいているんですけど、内容的にいろんな議論をさせていただきましたが、やはり観光バスなりタクシーといった部分につきましては、お客様が乗車をされて、その中の防止策というのが結構お金がかかるとも聞いておりますし、国、県の補助金もその辺に出てきていると聞いております。

代行業につきましては、お客様の車に乗られて運送されるとなりますと、代行の伴走車のほうについては通常の待機場所というところもありまして、今回の部分につきましては、タクシー事業者、観光バス、そういった部分にさせていただいて、今後、研究させていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（高橋信広君）

次でもいいと思いますので、ぜひ研究、そして検討していただければということをお願いしておきます。

それからもう一つ、前回の全協のときの資料、今回の資料、いわゆるコロナ対策の中に、2つとも不要不急事業の見直しということを書いております。これについては予算の組替えをやっていくと明記されておりますけど、これについて、今回の補正の中にも反映されておられませんし、これはどういうタイミングで、具体的にはどうされるのか、これについてお聞きいたします。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

不要不急の事業の調査につきましては、できる限り早めに判断させていただきたい、調査をさせていただきたいと考えておりますが、今の段階で、自粛要請が解除になりまして、その後、感染者も市内には出ておりませんので、そういったところで各地域ごとのイベント等につきましては、まだ悩んであるとか、開催をするのかしないのかとか、そちらのほうもございまして、今後、タイミングを見て、各課に状況調査をさせていただこうと考えておりますが、9月に間に合うのか、12月に間に合うのか、そこら辺は慎重に判断して調査をかけていきたいと考えております。

○8番（高橋信広君）

いずれにしましても、やっていただくということですので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

それから、最後に市長にちょっとお聞きしますが、ここまでいろんな支援策をやって、第1弾、第2弾、第3弾については各方面で幅広くやっていただくことについては高く評価させていただいているところですけど、今、八女市を見ていますと、自粛マインドが続いているような気がしていて、まだ経済が急激にはできなくて、ちょっと弱いのかなという危惧を持っております。もう少しやっぱり自粛のマインドチェンジというところを行政主導で

ぼちぼちやっていただいたほうがいいのかと思います、その辺のお考えをちょっと聞かせていただければと思います。

○市長（三田村統之君）

お答えいたします。

議員おっしゃるように、特に地元の中小企業の皆さん方、商工業の皆さん方は経済的にまだ大変厳しい環境に置かれている業者と、中には、コロナの感染症が発生しても逆に利益を上げている会社があるんですね、八女市内にも。例えば申し上げますと、ホクト株式会社、あるいは株式会社マルミツサンヨー、いわゆる食料品の製造メーカー、それから、株式会社明治もそうですけど、そういう企業はむしろ利益を上げているんですね。問題は、議員御心配の市内の商工業、零細企業、飲食業も含めて、こういう方々はまだまだ厳しい状況が続く可能性があると思います。

したがって、このコロナウイルス感染対策については、3次で終わったとか、4次の対策で終わったとか、そういう問題ではないと思うんですね。これからやっぱりそういう市内の、市民の皆さん方の生活の状況、あるいはまた、中小企業、商工業の皆さん方、そしてまた、農業、林業、生産者の皆さん方は、そういう状況を把握しながら、どういう影響が出てくるのか、よく調査して判断をして、また必要であればやっぱりやらなきゃいけない。そのためには、先ほど財政課長が申しあげましたように、臨時特別交付金、今回1,020,000千円、実はありましたけれども、今までこの第1次、第2次で八女市も財政調整基金を使っていますから、できるだけそれはいつでも使えるような状態にしておく必要があるんじゃないかと思っております、今後とも議会の皆さん方の御意見、あるいはまた、現場の皆さん方の御意見、市民の皆さん方の御意見を聞きながら、この対応をしていかなきゃいかんかと思っております。

感染症の時期は、一つの大きな山は越えたのかもしれませんが、ただ、都市圏は別ですけども、福岡県としては越えたと思うんですが、しかし、何が起こるか分からない。完全に終息しているわけじゃありませんので、これはいつでも対応できるように我々も努力していかなきゃいかん、十分状況判断をしていかなきゃいかんかと思っております。

○8番（高橋信広君）

八女市は一人もいらっやらないところは、かえって第1号になりたくないという方々が非常に多くて、どちらかという自粛マインドというのがまだまだ維持されているなど非常に感じておまして、そういう意味では行政主導で、まずは行政の皆さんの中で少しずつ夜の部もしっかりと感染対策を打ちながら示していただくと少し変わっていくような気がしますので、そういうことも踏まえて、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○6番（田中栄一君）

3点ほどお尋ねしたいと思います。

まず、1点目の5ページ、2款1項、15目の交通事業者に対する支援金です。先ほどちょっとお尋ねがありましたけれども、この対象事業者、タクシー、観光バス、それから、予約型乗合タクシーもこれに含まれるんですかね。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

デマンド交通の予約型のタクシーも台数の中に含めて予算の見積りをさせていただいております。

以上でございます。

○6番（田中栄一君）

それで、道路運送法による国県補助を受けている路線バス会社は対象外ということなんですけど、実際、堀川バスさんは予約型乗合タクシーも運行されております。こういった部分については対象となるということで考えてよろしいですか。

○商工振興課長（山口幸彦君）

おっしゃるとおりでございます、路線バス以外の車両でされているデマンド、または観光バスで運行されている部分につきましては対象内となっております。

以上でございます。

○6番（田中栄一君）

それと、支援金の関係ですけれども、11人乗り以上ということでマイクロバス1台当たり80千円で上限が1,000千円、12台分、間は飛ばしますけど、6人乗り未満が1台当たり30千円で33台分ということになります。業者さんからは上限1,000千円ではきついという声も上がっておりますけれども、ないよりはよいかと言えるかもしれませんが、この上限1,000千円について、根拠はどのような考えで決定されたのかというのをお尋ねします。

○商工振興課長（山口幸彦君）

今回のこの政策を打つに当たりまして、先ほども申し上げましたとおり、国や県、または他市町村の状況を調査させていただきながら、また八女市としてどこまでできるのかという部分を検討させていただいて、この1,000千円という金額を設定させていただいている次第でございます。

以上でございます。

○6番（田中栄一君）

分かりました。

2点目は、7ページの7款1項、2目の事業所家賃支援金です。支援要件では、八女市新

型コロナウイルス感染症対策事業所応援金、通称がんばるバイ八女応援金の受給者で営業所や店舗等を貸借している事業所とあり、対象数を約2,000事業者と見込んでおられます。

がんばるバイ八女応援金の対象見込数は約3,500件で、6月16日現在の申請総数が2,676件、この2,000件の見込みはどういった基礎データを基に算出されたのか、お伺いします。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

事業所数の2,000件につきましては、これまでがんばるバイ八女応援金を申請していただいている方の事業所と住居の関係、例えば、住居と事業所が一緒であれば、賃貸でしてあるのか、持家なのかというところであったりとか、そういった事業所と住居の違いであったりとか、そういった部分のところを勘案させていただいて、一つ一つのパターンについての、大体これくらいの割合で家賃を払っていらっしゃるんじゃないかというところを勘案させていただいて、2,000事業所という部分を出させていただいております。

以上でございます。

○6番（田中栄一君）

1事業者につき40千円ということなんですけれども、市内で複数の店舗を貸借されて事業をされている方がいらっしゃると思います。そういう方についての検討はどのようにされたのか、お尋ねします。

○商工振興課長（山口幸彦君）

40千円の根拠についてですが、今回、家賃を払っていらっしゃる20か所ぐらいのところには実は内々で家賃の調査をさせていただきまして、大体八女市内の平均の家賃がどれくらいなのかという部分をちょっと検討させていただいたところです。調査した結果、下限は30千円で上限は100千円程度までというところが多うございましたので、その辺のところを考えまして、中間の70千円当たりを平均として、国、県の補助金も家賃補助は今後始まりますので、そういったところを勘案させていただいて、一月当たり20千円程度、国、県のように6か月というのはちょっと難しゅうございましたので、目安としまして4月、5月分、緊急事態宣言が発令をされていた時期の部分の家賃補助という考えの中で40千円を出させていただいております。

以上でございます。

○6番（田中栄一君）

最後に、緊急支援策の財源についてお尋ねをいたします。

財源として、国からの臨時交付金及び財政調整基金を活用するということで、財政調整基金が今までコロナ対策の累計で968,456千円を繰り入れておられます。こういうときのための財政調整基金ですから、このことに対して異論はありませんが、今後、臨時交付金が確定

してくれば、この財源組替えが行われるとっております。

先ほど不要不急事業の見直しについては早めに判断したいということでございましたので、これについては飛ばしますけど、このほかにも活用できる財源があるのではないかとということでお尋ねしたいと思います。

ふるさと支援寄附金ですね、これは6月24日の西日本新聞によりますと、令和元年度の八女市のふるさと納税が前年度の4倍増で597,920千円であったと報じられておりました。令和2年度の当初繰入れで580,000千円を関係事業の財源とされております。こういうことで担当者の御努力に敬意を表するわけでございますけれども、この寄附金の使い道として、新型コロナウイルス感染症対策事業を新たに追加されております。これは5月の臨時会で議決された第1弾の後にホームページで呼びかけられておりますけれども、ちょっとここで気づいたことが、寄附金は一旦基金に繰り入れて、その後、寄附者の意向に沿ったふるさと支援寄附条例施行規則第3条の事業に充当し執行されていくということでございますけれども、ホームページの例規では、先ほど申し上げた新型コロナウイルス感染症対策事業の部分がまだ規則に反映されておられません。これは多分、ホームページの改正ができていないんじゃないかなと思っておりますけど。そういうことで、早めの対応をお願いしたいと思います。

まだ呼びかけて1か月早々ですから、そんなに期待はできないわけなんですけれども、この新型コロナウイルス感染症対策事業への現在までの寄附の状況と今後の見込み等について、どうお考えなのか、お尋ねします。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

先ほどから議員がおっしゃっていただきましたように、ふるさと納税につきましては、先日、新聞報道でもありましたように、前年度の寄附額につきましては約598,000千円となりまして、前年度より約4倍ほど多く御寄附をいただいたところでございます。議員おっしゃいましたように、この寄附の使い道につきましては、それぞれの種別に分けて、寄附者の意向に沿って各事業につきまして充当させていただいて、その事業に当たっているところでございます。

前年度の寄附額につきましては、先ほど議員言われたように、コロナの対策については種別としては設けておりませんでしたので、今年度新しく5月7日からこの制度を取り入れさせていただいたところです。

御質問がありましたように、5月7日から今月で6月になっておりますけれども、5月分、6月29日までの分の寄附額が約48,300千円ほど上がっております。この2か月分の48,300千円、これは全体の額ですけれども、このうちでコロナ感染症対策の分で寄附の使い道の意向を示されたのが約40%です。40%の方がこの分を使い道として選んでいただいているとなっ

ておりますので、この使い道については、今後、コロナ感染症の状況と寄附の集まり方の状況を見まして検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（田中栄一君）

八女市は感染者が出ておりませんので、なかなかそういった部分での寄附というのが急激に増加するということは望めないと思いますけれども、一応、やはり予防の部分でしっかりPRをしていただいて、ぜひとも寄附額が増えるようお願いしておきたいと思います。

財源の確保と、節約しながらも大胆な財政配分を行うことで対策を実施する担当部署というのが市民の安全・安心のために働ける環境が整うと思います。そういうことで、執行部のさらなる御尽力をお願いしておきます。

○10番（牛島孝之君）

お聞きします。

新型コロナウイルス感染症対策事業所家賃支援金が約2件、これががんばるバイ八女の第1弾で事業所ということで出ました。その後、同僚議員も議会において聞かれましたけれども、農業者、あるいはひとり親方とか、そういう方についても第2弾のがんばるバイ八女応援金で出ましたけれども、これはあくまでも事業所の方の家賃支援金です。農業者、個人農業者、あるいはひとり親方、そういう方も当然家賃を払って借りてあるとか、いろいろそういうのもあると思いますが、それについては今後、市長としてどのようにお考えなのか、いかがでしょうか。

事業所は第1弾で出ました。その後は同僚議員が聞かれたことによって農林漁業者、あるいはひとり親方ということで、それについてもがんばるバイ八女応援金の第2弾として出ましたけれども、家賃についても当然、そういう方たちも払ってある方がおられると思うんですよ。それは今後どのように考えられるのか、それだけお聞きします。

○商工振興課長（山口幸彦君）

議員が今御質問のひとり親方の方については、今回の家賃補助の分で含まれておりますので、御理解をお願いいたします。

○10番（牛島孝之君）

じゃ、農業者のほうはどうですか。

○商工振興課長（山口幸彦君）

今回の家賃補助の分につきましては、がんばるバイ八女応援金の給付対象者をしておりますので、農業者の方も農業法人であれば対象になってきます。ただ、個人の方につきましては、今回ちょっと想定をさせていただいていない状況でございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

要するに、最初のがんばるバイ応援金も当然事業所、法人化している農業は当然事業所に該当するというので、農業者のあたりから農業団体、あるいはそういうところの話によって第2弾としてそういう方にも応援金がきちっと出ました。だから、取りあえずこの80,000千円ですか、これは恐らく第1弾の事業所と認めたところの応援金であると。ひとり親方も含めてですね。じゃ、農林漁業者、そういう方の家賃補助も今後は考えるべきではないかと思いますが、最後に市長いかがでしょうか。

○市長（三田村統之君）

農林漁業関係、漁業関係は御承知のとおり、専業で農業で生活を営んでいる方というのは5名ほどしかいらっしゃいませんから。ただ、農地の賃貸借の問題、あるいはまた、新規就農者が農地を借り入れると。これはJAふくおか八女も支援をしておりますけれども、これは国の制度とかいろいろで継続的にコロナ対策としてやっていることではなくて、通常の実策としてやっていることがございます。

ただ、今申し上げたように、農業の生産者がその賃貸料で非常に困惑しているということは現時点では対象にはしておりませんし、今後調査して、どういう状況が出てくるのか、十分検討はしなければならないと思いますけれども、農地の賃貸借の問題については現在考えておりません。

○10番（牛島孝之君）

農地の賃貸借じゃなくて、要するに農業用倉庫とか、そういうとが必要で借りてある方もおられると思うんですよ。農地の賃貸借については当然国のほうからしますでしょうから、事業所と同じように農業者が個人で倉庫を借りているとか、そういうとの補助についてお聞きしました。農地の賃貸借じゃありません。

○市長（三田村統之君）

倉庫ですか。農地の賃貸借以外では、今おっしゃるように、倉庫か、あるいは作業所か、そういうものだろうと思うんですよ。これはちょっと現時点では支援の対象としては考えておりません。

ただ、例えば、今後そのことがコロナ対策として必要であると、影響が出ているということであれば、また検討する必要もあるかもしれませんけれども、現時点では支援をする倉庫とか加工所についてはありません。

○10番（牛島孝之君）

ありませんということでしたけれども、ぜひ今後きちっとそういうところを把握していただいて、農業に必要な農業用施設、法人じゃないけれども、個人農業者でやっぱり倉庫とか、そういうところが必要な方は賃貸で借りてある方もおられると思うので、しないとかじゃな

くて、ぜひそういうこともするように検討をお願いいたします。終わります。

○16番（三角真弓君）

すみません、時間がかかり押しておりますけど。

今回、避難所における感染症対策ということで5,480千円の予算が計上されておりますけれども、増設された避難所への充実を図るということなんですけど、内容が毛布、マット、5点ほど出されておりますけれども、では、ほかの全ての自主、指定、そして地域、福祉避難所に対して、消毒液、マスク、間仕切りとか——今回、武雄市とか長崎県佐世保市等はひどかったんですね。ああいうところは簡易ベッドなんかも段ボールで作って3密を防いでおります。5,480千円が計上されておりますけど、全ての避難所が今そういうものを全部完全に備蓄されて、今、いつ雨が降るか分からない状態なんですね。十分にそれで充足できているんでしょうか。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

今回計上させていただいております備蓄品に関してでございますけれども、第1弾の折に、避難所の数そのものを23か所から46か所に増やしております。その際に、いわゆるその他の避難所から臨時避難所への扱いをする、または指定避難所並みの扱いをするという避難所を設けさせていただいております。これらの避難所につきましては、今までそろえておったやつでは賄い切れなかった部分がありましたので、ほかの指定避難所、臨時避難所並みに備蓄品を今回そろえさせていただくものを計上させていただいております。

避難所の数的には、指定避難所、臨時避難所で5か所分、福祉避難所で2か所分でございます。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

ですから、全ての避難所は大丈夫なんですね。

例えば、今回、長崎県佐世保市なんかは、ばっと避難してきて、検温もしないでとにかく中に入ったと。そういう状態に多分なろうと思うんですね。そういったときに、この感染症予防がどうなのかということも含めながら、私は一般質問でお尋ねしましたが、全避難所を見て回られたのか。例えば、武雄市なんかは簡易ベッドを段ボールで作って、それは一人の人が作っているものを見て避難した家族で作ってあるわけですね。そういった対応とか、あるいは、先ほど申しました佐世保市なんかはそういう事例が起こっているということは八女市でも想定できますので、じゃ、間違いなく全ての避難所が、ここに書いていない消毒液やマスク、そういったものに対して大丈夫だということですね。

それともう一点、であれば、広島市とか朝倉市、益城町等に行かれた職員との意見交換の

結果はどのような意見が出たのでしょうか。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

マスクとか消毒剤は、前回、第1弾の折にそろえさせていただいておるところでございます。その資材に関しましては、46か所全ての避難所に配備をしておるところでございます。

それと、2点目の受入れ態勢とかマニュアル関係につきましてもですけれども、今回、避難所のほうを調節しておる関係で、開設並びに運営するスタッフ、市職員でございますけれども、こちらのほうも倍増しております。この職員に関しまして、職員研修というか、実地訓練というか、させていただいております、その設営なりのポイント等を説明させていただいております。

それと、最後の質問でございますけれども、益城町とか朝倉市とか、当八女市のほうからも以前派遣をさせていただいております。派遣が終わった折に、帰ってこられた職員についても聞き取りのほうもさせていただいておりますし、報告という形でお話を聞いておるところでございます、いろんな状況等がございますので、そういったものも八女市のほうとしても見習いながらということで対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

地域の避難所というのは、確かに全職員の方だけではやっぱり対応が大変だと思うんですね。区長さん、民生委員さんはじめ、地域の方が協力する体制づくりというのはやるべきだというのは日頃感じているんですけど、そういったことをやらないと、みんなで助け合っていかなければ、この災害に対しては本当に守っていきません。一人でも命を落とす方があってはなりませんので。

最後に1点だけ。長くなって申し訳ございませんけど、近隣の市町村では段ボールによる簡易ベッドが非常に効果があるということですが、これに対しては今回予算には入っていないと思うんですね。今後、こういったことに対するの予算、これは非常に急ぐ内容だと思うんですけど、担当副市長どうでしょう。今後、段ボールによる簡易ベッドを、武雄市の状況を見て、これは必要なと感じましたので、今後の予算化をどのように考えていらっしゃるのか、よろしくをお願いします。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

各避難所の備品の配備については、最大限できる分をやっていく必要があると思っておりますので、前回、今回といった補正予算で計上させていただいております。

議員御質問の段ボールベッド等につきましては、市内の段ボール工場、事業者さんと協定を結んでおりまして、間仕切りとか段ボールのベッドとか必要があれば、長期にわたるベッドの必要性とかが出てくれば、優先的にうちのほうに回ってきていただけるように協定を結んでおりますので、そういう点においても対策を取っているところでございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和2年第4回八女市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 角 田 恵 一

八女市議会議員 牛 島 孝 之

八女市議会議員 服 部 良 一